

# 栗東市中学生地域部活動サポーターズクラブ会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、栗東市中学生地域部活動サポーターズクラブと称する。(以下、本会という)  
本会は中学生の地域部活動を応援する関係諸団体ならびに個人で構成する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を栗東市安養寺一丁目 13-33 栗東市教育委員会学校教育課内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、栗東市中学生の部活動の地域展開に際し、中学生のスポーツ・文化・芸術活動が持続可能なものとなるよう支援することを目的とする。

(活動の方法)

第4条 本会は、第3条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域展開された中学校部活動に対する支援事業
- (2) スポーツ・文化・芸術活動に関する指導者の情報収集発信事業
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(入会)

第5条 本会の目的に賛同し、所定の入会申込書を提出のうえ、理事会の承認を受けたものを会員とする。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき。

(2) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 総会

(総会)

第10条 本会の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

(開催場所)

第12条 総会は、原則として主たる事務所の所在地において開催する。

(決議の方法)

第13条 総会の決議は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長)

第14条 総会の議長は会長があたる。会長に事故あるときは副会長がこれにあたる。

#### 第5章 役員

(役員)

第15条 本会に次の役員を置く。役員任期は2か年とする。

会長	1名
副会長	2名
理事	若干名
監事	1名
事務局	1名

(選任等)

第16条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。
- 4 事務局は、会員の中から会長が委嘱する。

(職務)

第17条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。会長に事故あるときは副会長がこれにあたる。

- 2 理事は、理事会を構成し、この会則の定めるところ及び理事会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
- 3 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況もしくは、この会の財産の状況について理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。
- 4 事務局は会計等、会の庶務を担当する。

(任期等)

- 第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 年度途中で就任した役員の任期は、現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第19条 理事又は監事のうち、欠員が出たときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(理事会)

- 第20条 理事会は年数回開催することとし、また会長が必要と認めたときには臨時理事会を開催することができる。

## 第6章 会計

(事業年度)

- 第21条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。

## 第7章 雑則

(細則)

- 第22条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て定める。

附則

- 1 本会則は、この会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

	氏名	所属
会長	南 新介	栗東ロータリークラブ
副会長	加藤 万里	栗東青年会議所
理事	木下 兼一	栗東ロータリークラブ
	宮本 友紀	栗東青年会議所
	野村 昌弘	栗東市スポーツ協会
	寺田 範雄	栗東市文化協会
監事	梅影 康裕	栗東市スポーツ少年団
事務局	中野 敬	栗東市教育委員会

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、成立の日、令和8年1月21日から令和8年3月31日までとする。
- 6 本会の会費は、次に掲げる額とする。
  - (1) 団体会費 10,000円
  - (2) 個人会費 3,000円